# (R5.1.5 改訂第5版)

# 学校園における新型コロナウイルス感染症 対策マニュアル

~子どもの安心・安全を確保し、 子どもの学びを止めないために~

市町村立学校園版

# 大阪府教育庁



©2014 大阪府もずやん

# はじめに

新型コロナウイルス感染症については、各校において、本対策マニュアル等に基づき、ご対応いただいているところです。基本的な感染対策である「新しい生活様式」を踏まえ、感染状況に関わらず、子どもたちの学びを止めないよう、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

子どもたちは、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩み、不安を抱きながら生活を送っています。また、長期化している新型コロナウイルス感染症対策の影響で、教育的な観点から、子どもたちの心身の健やかな成長に与える影響が危惧されるところです。保護者とも連携しながら、一人ひとりの子どもの状態を把握し、教職員等全体で支えていくことが重要です。

同時に、新型コロナウイルスに関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意し、取組みを進めていく必要があります。

この度、11月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを受け、文部科学省から令和4年11月29日事務連絡で「飲食の場面における感染対策」及び「メリハリのあるマスク着用」等の、学校運営にあたって特に留意すべき点について示されました。

これらを踏まえ、大阪モデルの各ステージに対応した教育活動についても整理を行い、大阪府教育庁として本マニュアルを改訂いたします。

引き続き、本マニュアルを参考に、各市町村、学校園において感染症対策に努めていただきますようお願いします。

なお、本マニュアルは、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて加筆・修正する場合があります。

大阪府教育庁

	目	次
新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点	••••	4
第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について	•••••	4
1. 新型コロナウイルス感染症について	•••••	4
2. 地域ごとの行動基準	•••••	4
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	•••••	7
1. 児童生徒等への指導	•••••	7
2. 基本的な感染症対策の実施	•••••	8
(1) 感染源を絶つこと	•••••	8
(2) 感染経路を絶つこと	•••••	10
(3)抵抗力を高めること	•••••	16
3. 集団感染のリスクへの対応	•••••	16
(1)「密閉」の回避(換気の徹底)	•••••	17
(2)「密集」の回避(身体的距離の確保)	· • • • • • •	19
(3)「密接」の場面への対応(マスクについて)	•••••	19
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について		22
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等.	•••••	. 22
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	•••••	23
5. 児童生徒・保護者のケアについて	•••••	24
6. 偏見や差別・いじめへの対応	•••••	25
7. 新型コロナワクチンと学校教育活動について	•••••	26
8. 保護者との連携	•••••	27
9. 教職員の感染症対策	•••••	27
第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	•••••	29
1. 各教科等について	•••••	30
2 儀式的行事等について		21

3. 部活動	. 31
4. 給食	. 32
5. 図書館	. 32
6.清掃活動	. 32
7. 休み時間	. 32
8. 登下校	. 33
第4章 感染が広がった場合における対応について	. 34
1. 学校において感染者等が発生した場合の対応について	. 34
(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合	. 34
(2)学校内で体調不良者が発生した場合の対応	. 35
(3) 児童生徒等の同居者が濃厚接触者となった場合の対応	. 35
(4)海外から帰国した児童生徒等への対応について	. 35
2. 臨時休業の判断について	. 36
第5章 幼稚園等において特に留意すべき事項について	. 37
別添資料	
資料1. 関係法令抜粋	
資料 2. 「体調不良者(児童生徒等)への対応に関する留意点」	ut. \ .
資料3.「新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校における留意事項(抜料 資料4.「児童生徒・保護者のケアのために」	华)」
資料 5. 「大阪府 帰国・渡日学校生活サポート WEB ページ」	
資料6.「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指	旨導
案について」	. , ,,
資料7.「幼稚園、認定こども園の園児・保護者のみなさんへ―カウンセラーから	うの
メッセージー」	

# 新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点

# I 基本的な感染症対策を講じる。

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを、誰もが実施できるようにする。

# Ⅱ 3つの密を避けることに留意する。

リスクが高くなる3つの密を避けるよう工夫を行う。

3つの密:「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声 する密接場面」

# Ⅲ 校内の保健管理体制を整備する。

学校三師等と連携した保健管理体制を整備し、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の環境整備を適切に実施する。

# IV 日頃の連絡体制を構築する。

発熱や咳等の健康状態の把握や健康管理について、家庭等と適切に連携できるよう、あらかじめ連絡体制を構築しておく。

# V 心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。

学習に対する不安や、新型コロナウイルス感染症に対する不安等を抱える児童生徒等の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による 支援を行うなど、心のケアを適切に実施できる体制を構築しておく。

# Ⅵ新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別を生起させない体制を整備する。

感染者や濃厚接触者とその家族、また、治療にあたる医療従事者とその家族 等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、 正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないよ う十分に留意すること。また、マスクの着用の有無にかかわる児童生徒等への 心無い発言や新型コロナウイルス感染症に関連したからかいなどが生起しな いよう指導する。

感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いよう十分に配慮するとともに、SNS 等で不用意な発言の発信をしないよう指導する。

# 第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考 え方について

# 1. 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって3年めに入り、感染者数は増減を繰り返していますが、ウイルスの変化やこれまでの対応の蓄積、新しい知見などにより、徐々に日常の生活を取り戻しつつあるところです。

この間、感染時の療養期間や濃厚接触者の待機期間が短縮されるなど、制限が一部緩和されてきています。また、国の「基本的対処方針」の変更を受け、「黙食」についての考え方やメリハリのあるマスクの着用について、文部科学省から示されたところです。

学校では、「3つの密」を避ける、「メリハリのあるマスクの着脱」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策である「新しい生活様式」を継続しつつ、授業や部活動、各種行事等の教育活動を実施し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要です。

# 2. 地域ごとの行動基準

今回、大阪モデルの各ステージ(グリーン、イエロー、レッド)に対応した府立学校の教育活動等について以下のとおり整理を行いました。各市町村の行動基準を決定する際の参考としてください。

なお、地域の感染レベルについては、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、国の「緊急事態宣言」の状況、府の「要請」を踏まえて、市町村教育委員会が判断することとなります。

「府立学校は	こおける今後の教育活動等に	ついて」 令和5年1月~教育庁
大阪モデル のステージ	グリーン イエロー	レッド 府民への呼びかけ等において行動制限等が示された場合
教科活動	制限な ※ 感染リスクの高い活動を実施する場 特に、換気、身体的距離の確保やも	s L pat
体育	制限な	۶L
合唱活動	向かい合う	並び方で、斜め前方との距離を (最低 1.2 m) 確保し、 円置は避ける。 円等の条件あり]
飲食の場面	「黙食」とす 「大声での会話を控える」とし、食育 とする必要はない。 食事前後の手洗いの徹底による手指衛 換気の確保等の措置を講じた上で、食 間で会話を行うことは可能。 ※本対応については、令和4年11月3	等、教育的な親点から「默食」 生や、座席配置の工夫、適切な 事場面において、児童生徒等の なまえ一部制限
保護者の 行事参加	人数を制削 学校行事へ参加する保護者等に対し人 ※ 会場の収容人数を踏まえることとで いない場合は「人と人が接触しない やすとする。	数制限は行わない。 る。会場の収容人数が決まって
修学旅行 府県間の移動を 伴う活動	制限が 感染症対策を講じたうえで実施。	:L
部活動	制限な 感染症対策を講じたうえで実施。	:L
文部科学省 衛生管理 マニュアル	レベル 1 感染リスクの高 い活動につい は検討	

※なお、国が示す地域の感染レベル分類の考え方については以下のとおり変更 はありません。

# 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準(文部科学省作成)

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル 3	できるだけ2m 程度(最 低1m)	行わない	個人や少人数での感染リ スクの低い活動で短時間 での活動に限定
レベル 2	1mを目安に学級内で最 大限の間隔を取ること	【	感染リスクの低い活動から 徐々に実施し、教職員等 が活動状況の確認を徹底
レベル 1	1 mを目安に学級内で最 大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った 上で実施

#### (参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類		
	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応で きない状況。	
レベル3	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療 の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断され た状況。	
レベル 2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。	
レベル 1	レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。	
7 77 1	レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	

- ※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・レベル1~3のいずれの地域に該当するかは、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類 との対照表を参考としつつ、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主 管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。その際、年代により異なる感染状況等を踏ま え、地域全体の感染レベルとは別に、学校に関する感染レベルを判断することが考えられます。

#### <公立学校の場合の判断プロセスの一例>

- ① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」(公益財団法人日本学校保健会が運営)を活用する等して、地域の感染情報を収集する。
- ② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分にについて相談する。
- ③ 教育委員会は、首長とも地域区分について相談する。
- ④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

# 第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症 対策について

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを誰もが実施できるようにすることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、教育活動を継続しつつ、感染拡大リスクが高い「3つの密」の回避、人と人との距離を確保、メリハリのあるマスクの着脱やそれ以外の咳エチケット、手洗いなどの手指衛生、換気といった基本的な感染症対策を講じることが重要です。

# 1. 児童生徒等への指導

児童生徒等が本感染症を正しく理解するとともに、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」等の、参考資料を活用して感染症対策に関する指導を行うことが重要です。

障がいのある児童生徒等の中には、障がいの状況や発達の程度により、感染リスクや感染症対策への理解や新しい生活様式へのスムーズな移行が困難な児童生徒等もいることから、まずは教職員がこうしたことへの共通認識を持ち、一人ひとりの子どもたちの心の安定を最優先にしながら個々の状況に応じた適切な感染症予防対策を行うことが求められます。

あわせて、視覚支援などを活用したわかりやすい説明や見通しを持たせること、児童生徒等の特性や強みを活かしながら代替できる感染症対策を検討するなどの指導の工夫を行うことが大切です。

≪参考URL≫文科省HP「新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料↓

https://www.mext.go.jp/a\_menu/kenko/hoken/08060506\_00001.htm

- ○新型コロナウイルス感染症の予防~子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して~ 令和4年3月改訂
- ○改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(追補版)「感染症の予防~新型コロナウイルス 感染症~」



#### 目次:

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1 (手洗い)

指導例③ 感染症の予防2 (正しいマスクの付け方)

指導例④ 感染症の予防3 (3つの密)

指導例⑤ 感染症の予防4 (予防接種)

指導例⑥ 正しい情報の収集

指導例⑦ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

指導例⑧ 新しい生活様式



文部科学省 HP 掲載

# 2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組みを行います。 3つのポイント:「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」

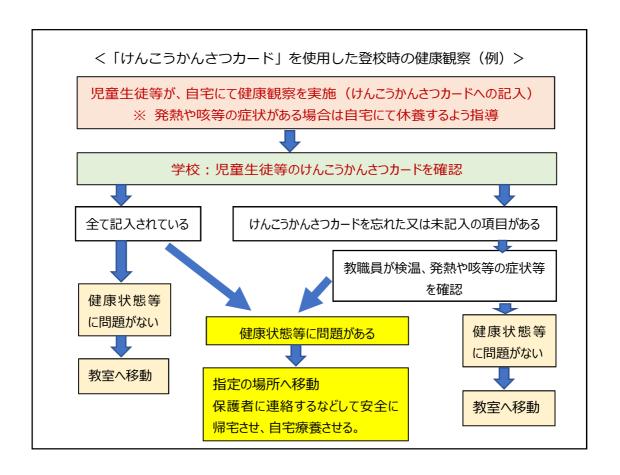
#### (1)感染源を絶つこと

- ① 発熱や咳等の症状がある場合には自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導すること。
  - ※ この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する。
  - ※感染がまん延している地域では、児童生徒等だけでなく、同居者の健 康状態にも留意する。
  - ※ 同居者が陽性と判定された場合等は、当該児童生徒等への対応が必要 となることがあるため、平時からの連絡体制を整えておく。

#### ② 登校前に自宅にて健康観察を実施するよう指導すること。

あわせて、体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する。

- ※ 登校時には、児童生徒等の検温結果等の健康状態を把握する。
- ※ 必要に応じて「けんこうかんさつカード」等を活用する。
- ※ 自宅で検温や健康観察等が十分に行えない児童生徒等に対して は、必要に応じて学校で適切に支援する。
- ※ 感染がまん延している地域では、児童生徒等だけでなく、同居する方の健康状態(未診断の発熱等)にも留意する。



#### ③ 登校後に発熱や咳等の症状を確認した場合は速やかに帰宅させること。

発熱や咳等の症状がみられる場合には、保護者に迎えに来てもらうなど、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状が軽快するまでは自宅で休養するよう指導する。

※ この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席 停止・忌引等の日数」の欄に記入する。本マニュアルの「第4章1節(2)」、 別添資料2「体調不良者(児童生徒等)への対応に関する留意点」を参照ください。

※ 上記①~③において、アレルギー疾患や喘息等(風邪症状等と類似の症状がある疾患等)の持病がある児童生徒等については、健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、丁寧に聞き取りを行うとともに個別の状況に応じて適切に判断することが重要です(一律に出席停止とはしない)。なお、「診断書等」の提出を求める必要はありません。

#### (2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。

一般的には1メートル以内の近接した環境において感染しますが、エアロ ゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、長時間滞在しが ちな、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスク があることが知られています。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。感染経路を絶つためには手洗いなどの手指衛生や換気等が大切です。以下、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒について解説します。(換気については、本章「3.集団感染のリスクへの対応」を参照ください。)



(出典:厚生労働省ホームページ)

飛沫感染: 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイル

スが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い

込んで感染することを言います。

接触感染: 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの

物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウ

イルスが手に付着し、その手で目や鼻、口を触ると粘膜から

感染することを言います。

#### ①手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させてください。

様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室 等に入る時やトイレの後、給食(昼食)の前後や、活動の前後など、こ まめに手を洗うことが重要です。

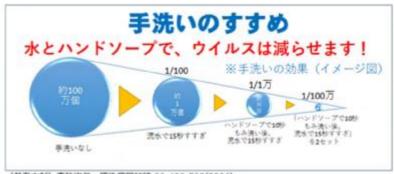
手洗いは 30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。手洗い場に石けんを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備してください。

アルコール製剤などによる手指消毒の際は、様々なところに触れる 「指先」を念入りに行うとよいとされています。

また、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、石けん等の使用を強要せず、「流水でしっかり洗う」対応で良いといった配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。(それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。)

	いを行ってくた いを行ってくた		
1 1	手洗い		残存ウイルス
25	手洗いなし		約100万個
The second	石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後	1 🖾	約0.01% (数百個)
手洗いを丁寧に行うことで、 十分にウイルスを除去できます。	混水で 15秒すすぐ	2回 田の高す	約 0.0001% (数個)



(参考文献) 森功次他: 感染症学雑誌.80:496-500(2006)

# 手洗いの6つのタイミング















#### ②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。マスクをしていない場合などは、飛沫による感染を防ぐため、咳エチケットを行うよう指導してください。



#### ③清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。

このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

下記の「1)普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の 清掃活動の中にポイントを絞って消毒の作業を取り入れるようにしましょう。過度な消毒は不要です。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に 効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行って も差し支えないと考えます。また、教員業務支援員や地域学校協働本部 による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられます。

#### 1) 普段の清掃・消毒のポイント

・多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアの取手、手すり、スイッチなど)は1日に1回程度、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。また、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能。

- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒 を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。
- ・床や机、いすについては、通常の清掃活動の範囲で対応すること。 (特別な消毒作業の必要はない)
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清 掃すること。(特別な消毒作業の必要はない)
- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認 するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナ ウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。

#### (参考)

○「経済産業省・独立行政法人製品評価技術基盤機構作成リーフレット 新型コロナウイルス対策 ご家庭にある洗剤を使って 身近な物 を消 毒しましょう!

https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf

○ 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト <a href="https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html">https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html</a>

上記に加えて、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要ですが、実施する場合には、極力、教職員ではなく、教員業務支援員等の活用や業務委託等を行うことによって、各学校の教職員の負担軽減を図ることも重要です。

学校の設置者及び学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び抵抗力の向上という基本的な感染症対策を重視し、「1)普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

#### 2) 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)、
  - 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用すること。それぞれ経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、必要に応じて学校薬剤師等と連携すること。

・空間中のウイルス対策については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)において、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響の恐れがあることから推奨されていません。各製品が健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません」とされている。

その他空間噴霧については、同特設ページ及び「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」(厚生労働省ホームページ)を確認すること。

(参考) 厚生労働省 HP

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) | 厚生労働省

#### (mhlw.go.jp)

- ・消毒作業中に目・鼻・口・傷口などを触らないようにすること。
- ・換気を十分に行うこと。

#### 3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合は、必要に応じて及び学校薬剤師等と連携し、適宜消毒を行うこととなりますが、必ずしも専門業者をいれて施設全体を行う必要はありません。当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒を行います。(なお、トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸消毒液を使用して消毒します。)
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。

・物の表面についたウイルスの生存時間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間~72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存時間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

#### (3)抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。







# 3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、以下の3つの条件(3つの密「密閉」、「密集」、「密接」)が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。

この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」が望ましいとされます。



#### (1)「密閉」の回避(換気の徹底)

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合は 30 分に1回(5分程度)実施してください。窓は 10cm から 20cm 程度であっても常時開けておくだけで換気効果があります。廊下の窓を開けることも必要です。換気は2方向の窓やドアを同時に開けて行うようにします(対角線上の窓等を開けると換気がスムーズに行われます)。

授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の 配置などにより異なることから、換気方法について、必要に応じて学校薬剤師 と相談します。

#### ①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換 気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮しま す。

#### ②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても 換気に努めるようにします。

#### ③エアコンを使用している部屋

換気機能のないエアコンは、室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、使用時に換気が必要です。

#### ④換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。また、換気設備が人数に必要な換気能力を有するとは限りませんので、換気能力を確認し、必要な場合には、窓開け等による自然換気と併用しましょう。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、必要に応じ、清掃を行うようにしてください。

#### ⑤冬季における換気の留意点

冷気が入り込むために窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザ等の感染症が流行する時期でもありますので、徹底して換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気に努めてください。(難しい場合には、30分に1回(5分程度)実施。)

#### イ) 室温低下による健康被害の防止

換気による室温を保つことが困難な場面が生じることから、その場合には、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について、柔軟に対応してください。

また、室温が下がりすぎないよう、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し温まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も、気温変化を抑えるのに有効です。

#### 口)機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているかを把握し適切な喚起を確保するために、 適宜学校薬剤師の支援を得つつ、めやすとして  $CO_2$  モニター等により 二酸化炭素濃度を計測することも考えられます。学校環境衛生基準で は、1500ppmを基準としています。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm 以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、必要に応じ、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

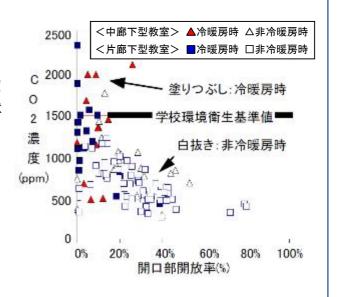
#### (参考) 学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限 毎の窓・扉の開放率(窓・扉の面積に対する開 放部の面積比率)と二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)濃度 との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状 況別に示したものです。

窓・扉の開放率が 10%以下になると、 $CO_2$  濃度が学校環境衛生基準で規定している

#### 1500ppm を超えることが多くなっています。

(出典) 学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策 – 子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために – 」(日本建築学会、2015 年 3 月)



#### (2)「密集」の回避(身体的距離の確保)

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル(最低1 メートル)空けることを推奨しています。学校は「3つの密」となりやすい 場所であり、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

児童生徒の間隔については、1メートルをめやすに学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取りますが、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど、現場の状況に応じて柔軟に対応してください。

#### (3)「密接」の場面への対応(マスクについて)

#### ①メリハリのあるマスクの着脱について

児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行ったうえで、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといった、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱が行われることが重要です。

対応に当たっては、マスクの着用が推奨であることや、様々な理由からマスクの着用を希望する者がいること等を踏まえ、本人や保護者等の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないよう留意が必要です。

マスクの着用が不要な場面の考え方は以下のとおりです。

#### (マスクの着用が不要な場面)

#### 屋外

Ⅰ・原則マスクの着用は不要です。

(会話する際に十分な身体的距離が確保できない場合にはマスク着用 を推奨します。)

#### ▮ 換気が行われている屋内

- ・会話がない場合
- ・会話する際でも、十分な身体的距離が確保できる場合 (会話する際に十分な身体的距離が確保できない場合にはマスク着用 を推奨します。また、換気が困難な状況で、会話を行う場合はマスク 着用を推奨します。)

具体的な場面としては以下が考えられます。

・登下校の場面(公共交通機関を利用する場合や十分な身体的距離が取

れない状況で会話をする場合は除く)

- ・授業中に静かに考えたり、テストを受けたりする等発言をしない場面
- ・教室や図書館などで静かに読書をする場面
- ・少人数授業等で身体的距離が確保できる場面

なお、以下の場面では安全の観点から、特に積極的にマスクを外すよう 指導します。

#### (特に積極的にマスクを外すよう指導する場面)

○健康被害(熱中症等)が発生するおそれがある場合

※気温・湿度や暑さ指数(WGBT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症などの健康被害が発生するリスクが高くなるおそれがあります。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応(マスクを外させる対応)を優先させてください。

具体的な場面としては以下が考えられます。

- ・体育の授業や部活動、休憩時の外遊びなど運動を行う場面 (話し合い活動は除く)
- ・夏季の登下校の場面
- ※運動時等にマスクの着用を希望する児童生徒等に対しては、適宜体調の 確認や必要に応じて休憩を取らせるなど適切に配慮します。
- ※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。
- ※登下校中の対応については、「第3章 8.登下校」を参照。

なお、幼児には、マスクの着用を一律に求めません。

マスク着用の考え方等については、以下の「(参考)マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」を参照してください。

あわせて、「第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について」の 内容に十分留意してください。

#### (参考) 文部科学省資料等

令和4年5月24日付け文部科学省事務連絡「学校生活における児童生徒等 のマスクの着用について」により、マスク着用の考え方及び就学前児の取扱い について示されました。また、令和4年11月29日付け事務連絡「新型コロナ ウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」により活動場所や活 動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用について示されました。

# マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

# 1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離力	<b>確保できない</b>
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止 対策を講じている場合は 外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど 行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など ※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。 ※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

#### 事例①

- ・ランニングなど離れ C11 ンペーン ・鬼ごっこなど密にならない外遊び
- 事例(2
- 徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合
- 通勤電車の中

#### 2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満(乳幼児)は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にか かわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、 施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況 等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、<u>可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める</u>」としていた。

#### (参考) 透明マスクの活用について

幼児児童生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に 応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクの活用が 考えられます。

#### (参考) フェイスシールド・マウスシールドついて

フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比 べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。(フェイスシールド はもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこ

れまで一部産業界から使われてきたものであり、新型コロナウイルス感染防止 については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要とされています。)

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合であって、透明マスクの確保等が困難な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離に留意しながら活用します。

#### (参考) 正しいマスクの着用について



#### (参考) マスクの素材について

マスクの素材等によってマスクの効果には違いが生まれます。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされており、不織布マスクが推奨されています。\* 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」「問 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」

 $\underline{\text{https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/dengue fever qa~00001.html \#Q4-1}}$ 

#### ②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

# 4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

#### (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という。)の 中には、呼吸の障がいがある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれてい ることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。

医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮します。

その際、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項(改訂版)(令和2年12月9日付け改訂版)」を参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/content/20201209-mxt\_tokubetu01-000007449\_01.pdf

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等 (以下、「基礎疾患児」という。)についても、主治医の見解を保護者に確認 の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入を行うようにしてください。

このほか、支援学級等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられないこともあることから、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

なお、障がいのある児童生徒等への指導等を行う際の考え方については、「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組(令和2年6月19日版)」や別添資料3「新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校における留意事項(抜粋)」を参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt\_kouhou01-000004520\_1.pdf

#### (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上

「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。また、校長が「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられます。(「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について判断することとなります。) その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務もふまえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮してください。

### 5. 児童生徒・保護者のケアについて

長引く新型コロナウイルス感染症による家庭環境の変化等により、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩みを抱きながら生活を送ってきた子どもたちがいると考えられます。

まずは一人ひとりの子どもの思いを把握し、教職員が受け止め、支えていくことが必要です。

また、以下のようなことが、どの学校でも、どの子どもにも起こる可能性があります。

- マスクを着用する機会の増加によるコミュニケーション等への影響
- ・ 朝起きられない、体調不良、不安等の理由で、遅刻や欠席が繰り返され、不登校状態になっていく。
- ・ 腹痛・頭痛や不眠、食欲不振、退行、うつ、がんばりすぎる等の症状が、心や体、行動に現れる。
- ・ 教室や体育館等、大勢の人がいる場所に出入りできないと訴えるように なる。
- ・ 対人関係がうまくいかないこと (休み中の SNS トラブル等) や、暴力行 為等が増える。
- ・ 感染者やその疑いのある人等に対するからかい・中傷などの発言やいじめ (ネット上も含む) が増加する。
- ・授業中に集中できない児童生徒が増加する。校内での怪我が増加する。

このようなことが想定される中、児童生徒が安心・安全に学校生活を送る ために、学校が次のことを行い、児童生徒・保護者のケアを適切に行えるよ うにしましょう。

### 6. 偏見や差別・いじめへの対応

新型コロナウイルスに関わって、感染者や濃厚接触者とその家族、また治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は人権侵害であり、断じて許されないことです。正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないように十分留意する必要があります。

また、マスクの着用の有無やワクチン接種の有無によって児童生徒へ心無い発言をしたり、新型コロナウイルス感染症に関連したからかいなどが生起したりしないように指導することや、感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いように十分配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないように指導することが必要です。

具体的な取組みについては、別添資料6「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案について」を参照ください。

今後、教職員が新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめ等を発見 したり、児童生徒や保護者から相談を受けたりすることが考えられます。

一人で抱え込んだり、「これぐらいなら大丈夫」などと判断したりせず、速 やかにいじめ対策組織で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添 う姿勢で対応します。

あわせて、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で 指導することはもちろんですが、一方で、その行為に至った背景には、長期 の休業に伴う家庭内のストレスや不安あるいは虐待等の要因も考えられるこ とから、これらの可能性を考慮して、支援していくことも大切です。

対応に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家をはじめ、関係機関等とも連携していきます。

また、いじめに限らず、児童生徒等が悩みや不安について相談できるよう、改めて次の相談窓口を参考に児童生徒等・保護者に周知徹底します。

●『LINE 相談』大阪府教育センター

毎週月曜日 17:00~21:00 (受付は20:30まで)

●『すこやか教育相談 24』

電話:0120-0-78310(無料) 24 時間対応の電話相談窓口です。

●『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「すこやかホットライン」(子どもからの相談)

電話: 06-6607-7361 Eメール: <u>sukoyaka@edu. osaka-c. ed. jp</u>

「さわやかホットライン」(保護者からの相談)

電話:06-6607-7362 Eメール: <u>sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp</u>

電話相談:月曜日~金曜日 9:30~17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談:24時間窓口設置 (但し回答は後日)

FAX 相談(06-6607-9826): 24 時間窓口設置 (但し回答は後日)

●被害者救済システム『子ども家庭相談室』

フリーダイヤル 0120-928-704 (18歳未満のみの対応)

06-4394-8754 (保護者からの相談も対応)

\*大阪府教育委員会が運用する権利擁護機関による相談窓口です。

\*午前10時~午後8時 月・火・木曜日(祝日・休日は除く)

「5. 児童生徒・保護者のケア」「6. 偏見や差別・いじめへの対応」については別添資料4「児童生徒・保護者のケアのために」を参照ください。

なお、日本語指導が必要な児童生徒、その保護者には、より丁寧な配慮が必要です。別添資料 5 「大阪府帰国・渡日学校生活サポートWEBページ」を参照ください。

# 7. 新型コロナワクチンと学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「新型コロナワクチン」 という。)は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等を目的と して、接種が行われています。

教職員の安全を確保するとともに教職員から児童生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることも、感染症対策の1つとして考えられます。新型コロナワクチンを接種することで、接種した人の発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果も示唆するデータが報告されていますが、その効果は100%ではないため、引き続き感染予防対策は継続する必要があるとされています。

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されて

いません。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要です。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられます。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようにする必要があります。もしくは、PCR検査等の結果を活用することも考えられます。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性がありますが、そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に配慮する必要があります。

#### 8. 保護者との連携

学校において、感染症対策を徹底しながら教育活動を行うためには、保護者の理解と協力が必要です。以下のことについて、保護者に周知し理解を得ておきます。

- ・ 子どもに関することや学校の感染症対策等について、不安や悩みがあれば、学校に相談していただきたいこと
- ・ 登校前に自宅等にて、子どもの健康観察(検温や発熱や咳等の確認)を実施してもらうこと
- 発熱や咳等の症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させること
- ・ 学校からの連絡が常にとれる体制を整えてもらうこと
- ・ 学校にて発熱や咳等の症状を確認した際には、迎えに来ていただくなどの 対応をお願いすること

など

また、これ以外でも例えば、宿泊行事の実施の際等、保護者に意見を聞き、 対応を決めることも考えられます。

# 9. 教職員の感染症対策

教職員も、児童生徒等と同様に感染症対策に取組む必要があります。学校

における集団感染の発生を防ぐ観点から、「2. 基本的な感染症対策の実施」や、「3. 集団感染リスクへの対応」を参考に、手洗い、メリハリのあるマスク等の着脱、自己の健康管理といった感染症対策を一層、徹底するよう留意してください。

出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理に 努めてください。発熱や咳等の症状がある場合は無理せず自宅で休養しま す。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、適切な換気を行い、会話をする際にはマスクを着用するなど、メリハリのあるマスクの着脱を行うようにしてください。

会議等を行う際は、目的や効果に応じて、例えば、集まって話をする必要がある時には、適切に換気を行いマスク着用のうえ実施する、集まる必要のない場合はオンラインで開催するなどの工夫をすることも考えられます。

# 第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

各市町村教育委員会においては、下記を参考に、所管学校園の教育活動について検討します。

「府立学校(	こおける今後の教育活動等について」 令	和5年1月~教育庁
大阪モデル のステージ	グリーン イエロー	序民への呼びかけ等にお いて行動制限等が示され た場合
教科活動	制限なし ※ 感染リスクの高い活動を実施する場合は、 特に、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策に留意。	
体育	制限なし	
合唱活動	<ul> <li>※一般社団法人全日本合唱連盟作成のガイドラインマスクの着用 不要= 市松模様状の並び方で、斜め前方との距離を1.5 m程度(最低1.2 m)確保し、向かい合う配置は避ける。[その他、換気等の条件あり]</li> <li>※文部科学省事務連絡マスクの着用 必要= 前後左右ともに2m(最低1m)あけて実施。</li> </ul>	
飲食の場面	「黙食」とする必要なし 「大声での会話を控える」とし、食育等、教育的な観点から「黙食」 とする必要はない。 食事前後の手洗いの徹底による手指衛生や、座席配置の工夫、適切な 換気の確保等の措置を講じた上で、食事場面において、児童生徒等の 間で会話を行うことは可能。 ※ 本対応については、令和4年11月30日付け教保第2530号にて通知	大阪府新型コロナ ウイルス対策本部 会議における府民 への呼びかけ等を 踏まえ一部制限
保護者の 行事参加	人数を制限しない 学校行事へ参加する保護者等に対し人数制限は行わない。 ※会場の収容人数を踏まえることとする。会場の収容人数が決まっていない場合は「人と人が接触しない程度の間隔が保てる状況」をめやすとする。	
修学旅行 府県間の移動を 伴う活動	制限なし感染症対策を講じたうえで実施。	
部活動	制限なし 感染症対策を講じたうえで実施。	

※府民の呼びかけ等において行動制限等が示された場合は、市町村立学校への要請内容の詳細について、別途お知らせします。

# 1. 各教科等について

教育活動を行うにあたっては、第2章 2 に示す基本的な感染症対策を講じたうえで実施します。とりわけ各教科等においては、第2章 3に示す感染症対策に留意が必要です。

以下に示す感染リスクの高いとされる学習活動についても実施してください。その際、適切な換気、手指衛生に加え、可能な限りマスクの着用または身体的距離を確保するようにしてください。また、できるだけ個人の教材教具を使用させ、器具や用具を共用で使用させる場合は、使用前後の手洗いを行わせてください。

#### (具体的な学習活動例)

- ・各教科共通、児童生徒等が、密集又は近距離で、対面形式で行うグループ 活動やディスカッション等
- ・音楽において、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏を行う場合 (合唱については、以下の「【参考】合唱について」を参照)
- ・家庭、技術・家庭において児童生徒等どうしが近距離で活動する調理実習
- ・理科において児童生徒等どうしが近距離で活動する実験や観察
- ・図画工作、美術において児童生徒等どうしが近距離で活動する共同制作等 の表現や鑑賞の活動

体育については、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクを積極的に外すよう指導してください。なお、運動時に、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じてマスクを外して休憩するよう指導するなど事故防止に留意してください。

また、音楽の合唱については、以下を参考に実施してください。

#### 【参考】合唱について

出	-	マスク着用	条件等			
典	典の要・不要		距離	空間の状況	時間	
1	ア	必要 [原則着用]	前後左右ともに最低1m (できるだけ2m)	≪室内≫ 換気を徹底	連続した練習は できるだけ短く	
1	イ	不要	最低 2 <b>m</b> ※向かい合わせにしない	・屋外 又は ・屋外に準じる程度に十分に換気の行 き届いた空間	(記載なし)	
2	ウ	不要	・前後直線状に2m程度 ・左右は1m程度 《市松模様の並びの場合》 ・斜め前方と距離1.5m程度(最低1.2m) ※距離は立つ位置の中心点間の距離 ※向かい合わせにしない	≪室内≫ 常時換気又はこまめな換気 ※二酸化炭素濃度1,000ppm以下の維持 が見込まれ、当該基準の維持が確認 できる	連続 30 分以内	

出典:① 令和2年12月10日付け文部科学省事務連絡

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」 <a href="https://www.mext.go.jp/content/20201210-mxt kouhou01-000004520 01.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20201210-mxt kouhou01-000004520 01.pdf</a>
② 一般社団法人全日本合唱連盟作成ガイドライン

合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン(第3.1版 2022年1月24日 更新)

https://jcanet.or.jp/news/JCAchorusguideline-ver3\_1.pdf

#### ※マスクの着用が難しい児童生徒等に対する指導・支援について

まずは、「感触が苦手」あるいは「息苦しく感じる」等、マスクの着用が難 しい原因を探ります。原因がわかれば、マスク着用に代わる手段がないか、 個々の状況に応じて検討します。

#### 2. 儀式的行事等について

入学式、卒業式、始業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任 式等の儀式的行事や他の学校行事、健康診断等の実施に当たっては、地域の 感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理 解・協力を前提に、基本的な感染症対策を講じたうえで実施してください。 なお、保護者等の人数を制限する必要はありません。

#### 3. 部活動

基本的な感染症対策を講じたうえで実施してください。なお、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえてください。また、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業での考え方に準じます。

- 大会やコンクール等の参加にあたっては、学校として主催団体とともに 責任をもって、対策を講じること。
- 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の対策を講じること。
- 部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- 体育の授業での考え方に準じること。

### 4. 給食

児童生徒等全員の食事前後の手洗いを徹底してください。会食にあたっては、適切な換気を必ず行うとともに、例えば座席配置の工夫(ハの字、ロの字の形に配席する、至近距離で向かい合わせない等)を行い、または大声での会話(教室中に響き渡る声)を控えることが必要です。食育等、教育的観点から「黙食」とする必要はありません。

### 5. 図書館

第2章3の「(3) 『密接』の場面への対応(マスクについて)」や第3章「1. 各教科等について」等を参考に、図書館活動を行ってください。

# 6. 清掃活動

清掃活動を行う際には、換気のよい状況のもとで実施するようにしてください。掃除が終わった後は、石けんを使用するなどし、必ず手洗いを行ってください。

# 7. 休み時間

休み時間中の外遊びではマスクの着用は不要です。教職員が確認できる範囲外で児童生徒が行動する状況も考えられるため、児童生徒自らが適切な行動をとれるよう、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についてルールを設定することも含めた、指導の工夫が必要です。

#### 8. 登下校

登下校時にも、前項の「休み時間」と同様に、マスクの着用は不要です。児 童生徒等のみで行動する状況が想定されることから、指導の工夫が必要です。

- 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導。
- 季節を問わず、マスクの着用は原則不要です。
- 公共交通機関を利用する場合は、「マスクの着用」、「乗車中の会話は慎む」といった飛沫感染対策を行うほか、「帰宅後(または、学校到着後)は速やかに手を洗う」、「顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う」といった接触感染対策を行うなど、基本的な感染対策の徹底。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控え、マスクを着用 すること
- 多くの利用者が触れるドアノブ等を1日に1回程度消毒すること

# 第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、再流行のリスクが存在します。地域における感染者が増加した場合に備えて学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

各学校や学校設置者におかれては、まず、感染状況に応じた当該学校に関する地域の自治体の取扱いを確認することが重要です。

# 1. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

#### (1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

#### ①学校等への連絡

学校への「感染が判明した旨の連絡」は、本人(やその保護者)から 入ることとなります。

※ 学校における感染拡大を防ぐ観点からも、学校関係者の感染状況を、 学校が正確に把握することが重要となります。児童生徒等や教職員に 対して、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、速やかに学校 に連絡をするよう伝えるなど、連絡体制を整えておいてください。

#### ②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前~)の接触)があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等(陽性者の感染期間中に手で触れることのできる距離で、マスクなしで15分以上話をした者等:大阪府健康医療部HP参照)は、一定期間出席停止の措置を取ります。

なお、感染者や濃厚接触者であった教職員や児童生徒等が学校に出 勤、登校するに当たり、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

#### ≪出席停止期間の基準≫

- ・ 感染者…新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了するまで
- ・濃厚接触者…出席停止等の期間は、濃厚接触者として待機を求められている期間を基準とする。

#### ③校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合は、必要に応じて学校薬剤 師等と連携し、適宜、消毒を行うこととなります。

※ 本マニュアルの「第2章2節(2)③ 清掃・消毒」を参照

#### (2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱や咳等の症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全 に帰宅させ、症状が軽快するまでは自宅で休養するよう指導します。(この場 合、指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」 の欄に記入してください。)

なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、必要に応じて別室等で待機させるなどの配慮をします。

#### (3) 児童生徒等の同居者が濃厚接触者となった場合の対応

登校を控えさせることを求める必要はありません。また、新型コロナウイルス感染症の対策や治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為であり、不適切であることに留意すること。

#### (4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている場合は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構いません。

#### 2. 臨時休業の判断について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、学校の設置者は、文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改訂について[令和4年8月19日付け]」や、大阪府教育庁の通知「『府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル』及び『府立学校における今後の教育活動等について』[令和4年12月21日付け]」等を参考に判断します。臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要です。

# 第5章 幼稚園等において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児 特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

- 1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、以下の配慮が考えられます。
  - ・幼児については、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律 には求めないこと。
  - ※施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断に より、可能な範囲で、マスクの着用を求めることも考えられる。
  - ・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防 の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

(例)

- ・咳エチケット等について、動画視聴や絵本等を活用。
- ・手洗いチェックシート等、家庭と協力しながら園児自らチェックで きるような図示されたツール等を作成・活用。
- 2. 幼稚園では遊びを通しての総合的な指導を行っているため、以下の指導 上の配慮・工夫が考えられます。
  - ・幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具 等の配置の工夫や援助を行うこと。
  - ・時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏ま え、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
  - ・幼児が遊びを楽しみつつ、接触等を減らすことができるよう、遊び方を 工夫すること。
  - ・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向 に口が向かないようにすること。
- 3. 保護者においては、子どもに関することや感染症対策等についての不安や悩みが生じていると考えられます。また、手洗い等の衛生対策については、保護者と協力しながら継続的に行う必要があります。別添資料7「幼稚園、認定こども園の園児・保護者のみなさんへ―カウンセラーからのメッセージ―」を参考に、保護者とのコミュニケーションに努めてください。

なお、登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

#### ≪本マニュアルに関する連絡先≫

- ○地域ごとの行動基準に関すること小中学校課 学事グループ 06-6944-6886
- ○保健指導・衛生管理に関すること臨時休業に関すること保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365
- ○障がいのある児童生徒等への対応に関すること支援教育課 支援学級グループ 06-6944-9363
- ○児童生徒・保護者のケアについて 偏見や差別・いじめについて 小中学校課 生徒指導グループ 06-6944-3823
- ○各教科の指導に関すること幼稚園における指導に関すること小中学校課 教務グループ 06-6944-3816
- ○部活動に関すること体育に関すること保健体育課 競技スポーツグループ 06-6944-6904
- ○学校給食に関すること 保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-6903